

28大店立審第6号
平成28年11月8日

高知県知事 様

高知県大規模小売店舗立地審議会会長



平成28年3月29日付け27高経支第551号にて依頼を求められた、平成28年4月12日付け告示に係る下記1の事案について、下記2のとおり意見を申し述べます。

記

1. 事 案

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称) mac東雲店
(所在地) 高知市東雲町142番地1 ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(ア) (名 称) 株式会社大屋
(代表者氏名) 代表取締役 伊藤 慎太郎
(住 所 地) 愛媛県西条市西田甲590番地2
- (3) 大規模小売店舗を新設する日
平成28年11月24日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,591平方メートル
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(ア) 駐車場の位置及び収容台数
位 置: 建物配置図に表示
収容台数: 150台
(イ) 駐輪場の位置及び収容台数
位 置: 建物配置図に表示
収容台数: 103台
(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積
位 置: 建物配置図に表示
面 積: 108平方メートル
(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位 置: 建物配置図に表示
容 量: 35.5立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業社名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大屋	午前9時	午後12時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口数：2箇所

位置：建物配置図に表示

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷捌き施設	荷捌き可能時間帯
荷捌き施設N○. 1	午前6時00分～午後10時00分
荷捌き施設N○. 2	24時間
荷捌き施設N○. 3	午前6時00分～午後10時00分

2. 意見

当該案件は大規模小売店舗立地法に基づく「指針」において求められている配慮事項について、適切な対応がなされていると考えられるため、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの知事の意見を述べる必要がないものと認めます。

mac 東雲店の答申に関する付帯事項

駐輪場①については、風除室の位置と近いことから駐輪場の利用者と歩行者との交差により危険が生じるおそれがある。U字バリカーを設置する計画となっているが、なお店舗利用者に対しての安全対策を徹底すること。